



鳥取県公報

平成 24 年 5 月 22 日 (火)
第 8 3 9 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (361) (福祉保健課) 2 生活保護法による居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業の休止の届出 (362) (〃) 3 生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (363) (〃) 4 県営土地改良事業計画の決定 (364) (農地・水保全課) 4 保安林の指定予定 (365) (森林・林業総室) 4 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (366) (水産課) 5 漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (367) (〃) 6 漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (368) (〃) 6 指定居宅サービス事業者の指定 (369) (東部総合事務所福祉保健局) 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (370) (〃) 7 土地改良区の役員の就任 (371) (八頭総合事務所農林局) 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (10) 7
◇ 労委告示	労働委員会のあっせん員候補者の氏名、関歴等 (3) 7
◇ 公 告	平成24年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) 9 調理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 10 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (治山砂防課) 12 鳥取県林地開発条例による許可状況の公表 (東部総合事務所農林局) 12
◇ 調達公告	落札者の決定 (4 件) (集中業務課) 13 落札者の決定 (3 件) (病院局総務課) 15

告 示

鳥取県告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶110-1	デイサービスセンターきゅうだいすずの里	鳥取市数津202-1	通所介護	平成24年4月1日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりデイサービス倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	〃	〃
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	あったかなうちエルル両三柳	米子市両三柳193-3	小規模多機能型居宅介護	〃
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	小規模多機能型居宅介護事業所しじみの郷	東伯郡湯梨浜町大字上浅津123-2	〃	〃
株式会社くれよん	鳥取市松並町二丁目538-1	くれよん	鳥取市松並町二丁目160	訪問入浴介護	平成24年4月5日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	会見デイサービスセンターいこい荘	西伯郡南部町浅井938	介護予防通所介護	平成24年2月1日
久大建材株式会社	鳥取市叶110-1	デイサービスセンターきゅうだいすずの里	鳥取市数津202-1	〃	平成24年4月1日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりデイサービス倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	〃	〃
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	あったかなうちエルル両三柳	米子市両三柳193-3	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	小規模多機能型居宅介護事業所しじみの郷	東伯郡湯梨浜町大字上浅津123-2	〃	〃

株式会社くれよん	鳥取市松並町 二丁目 538-1	くれよん	鳥取市松並町 二丁目 160	介護予防訪問 入浴介護	平成24年 4 月 5 日
----------	---------------------	------	-------------------	----------------	------------------

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 真誠会	米子市大崎1511 -1	ケアプランセンターセン トラルローズガーデン	米子市西福原八丁目16 -66	平成24年1月1日
医療法人社団 法勝寺内科ク リニック	西伯郡南部町法 勝寺286-4	法勝寺ケアプラザ居宅介 護支援事業所	西伯郡南部町法勝寺286 -1	〃
株式会社 B A N G	鳥取市富安二丁 目151-1	居宅介護支援事業所ナ ースくる	鳥取市富安二丁目151- 1	平成24年4月1日

鳥取県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	居宅介護事業者の所在地	休止年月日
皆生タクシー株式 会社	米子市旗ヶ崎2207	皆生タクシーケアセンタ ー指定訪問介護事業所	米子市角盤町二 丁目3	平成24年3月31日
社会福祉法人あす なる会	鳥取市川端四丁目 115	鳥取西デイサービスセン ター	鳥取市西品治 280-1	平成24年4月2日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業者の名称	介護予防事業者の所在地	休止年月日
社会福祉法人あす なる会	鳥取市川端四丁目 115	鳥取西デイサービスセン ター	鳥取市西品治 280-1	平成24年4月2日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人あす なる会	鳥取市川端四丁目 115	美和あすなる居宅介護 支援センター	鳥取市赤子田 451	平成24年4月1日

鳥取県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富652	平成18年4月1日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	平成24年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富652	平成18年4月1日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	平成24年4月1日

鳥取県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（地域ため池総合整備事業天神野地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年 5 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成24年 5 月22日から同年 6 月11日まで

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第365号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 5 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
米子市彦名町字粟島山1405
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第366号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成24年 5 月23日から施行する。

同日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年 5 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前								
1 略 2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="text-align: center;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.6パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年0.6パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.6パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.6パーセント	1 略 2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="text-align: center;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年0.7パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.6パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.6パーセント								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント								

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第367号

平成 8 年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正し、平成 24年 5 月23日から施行する。

同日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成24年 5 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
<u>年1.2パーセント</u>	略	<u>年1.4パーセント</u>	略

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第368号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正し、平成24年 5 月23日から施行する。

同日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成24年 5 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率
規則別表第 3 号の 資金	<u>年1.2パーセント</u>	略	規則別表第 3 号の 資金	<u>年1.4パーセント</u>	略
規則別表第 7 号の 資金	<u>年1.825パーセン ト</u>	略	規則別表第 7 号の 資金	<u>年2.025パーセン ト</u>	略
そ の 他 の 資 金	<u>年1.2パーセント</u>	略	そ の 他 の 資 金	<u>年1.4パーセント</u>	略

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第369号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 5 月22日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
----------------	-----------------	------------------	-------	---------

株式会社サムアップ トゥデイ	訪問介護オールデイ ズ	鳥取市吉方温泉四 丁目401	平成24年5月17日	訪問介護
-------------------	----------------	-------------------	------------	------

鳥取県告示第370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月22日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サムアップ トゥデイ	訪問介護オールデイ ズ	鳥取市吉方温泉四 丁目401	平成24年5月17日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので同条第17項の規定により告示する。

平成24年5月22日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

就任した役員の氏名及び住所

理 事 安 部 公 吉 八頭郡八頭町市場169

平成24年3月18日就任 任期 平成27年4月27日まで

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第10号**

平成24年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年5月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成24年5月28日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票用紙の様式について
 - (2) その他

労働委員会告示

鳥取県労働委員会告示第 3 号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

平成24年 5 月22日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
相 澤 直 子	鳥取市	鳥取大学地域学部准教授	平成23年 5 月11日
石 黒 豊	境港市	鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	〃
太 田 正 志	米子市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
河 本 充 弘	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	〃
竹 本 英 雄	鳥取市	元鳥取県労働委員会事務局長	平成24年 4 月 1 日
長 井 い ず み	〃	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	平成23年 5 月11日
濱 田 由 紀 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
松 田 道 昭	東伯郡	元鳥取県議会議員	〃
吉 谷 康 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	〃
安養寺 淑 枝	〃	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
五十嵐 美知義	〃	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
池 内 保 子	〃	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長	〃
小 椋 昌 美	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 日圧スーパーテクノロジーズ労働組合執行委員長	〃
田 中 穂	〃	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	〃
松 崎 浩 哉	米子市	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会 執行委員長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	〃

		全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長	
若 槻 千 鶴	米子市	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部米子分会副執行委員長	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社いなき取締役副社長	〃
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 共和水産株式会社執行役員海務部長	〃
奥 村 政 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 協同組合やよいデパート理事・管理部部長	〃
木 下 辰太郎	〃	親和商事株式会社代表取締役社長	〃
千 原 達 郎	〃	米子商工会議所専務理事	〃
能 登 克 浩	倉吉市	倉吉商工会議所専務理事	〃
宮 城 定 幸	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
和 田 好 生	〃	鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	〃
丸 登美夫	〃	鳥取県労働委員会事務局長	平成24年 4 月 1 日
佐々木 登美雄	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成23年 1 月 1 日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成24年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成24年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
平成24年 8 月 10 日（金） 午前10時50分から午後 2 時30分まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の種類
一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）
- 4 試験の方法
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）
なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げ

る劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 東部総合事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所のうち、最寄りの総合事務所の福祉保健局

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成24年6月18日（月）から同月29日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、平成24年6月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成24年8月3日（金）までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成24年9月7日（金）午前9時に鳥取県庁並びに東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

東部総合事務所福祉保健局（電話 0857-22-5691）

中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144）

西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験の日時

平成24年9月25日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糺町一丁目160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学 (5) 食品学 (6) 食品衛生学
(7) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局（以下「生活環境局」という。）とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の学校の卒業証明書（これに準ずる書類を含む。）又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成24年7月2日（月）から同月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成24年7月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成24年10月10日（水）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、合格者には、平成24年10月10日付けで通知する。

8 その他

- (1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (2) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857-26-7284)
東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目176	(0857-20-3677)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3117)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目160	(0859-31-9321)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

鈎地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和47年鳥取県告示第1066号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
東伯郡琴浦町大字鈎字堀66-1	1号
東伯郡琴浦町大字鈎字小谷峰359-38	2号
東伯郡琴浦町大字鈎字小谷峰359-14	3号
東伯郡琴浦町大字鈎字城山361	4号
東伯郡琴浦町大字鈎字城山365-2	5号
東伯郡琴浦町大字鈎字城山365-3	6号
東伯郡琴浦町大字鈎字河原田258-10地先	7号
東伯郡琴浦町大字鈎字西河原田147-3	8号
東伯郡琴浦町大字鈎字西河原田147-1	9号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成24年 5 月 22 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社松建工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井610	鳥取市細見地内	土石等の採掘	3.7648ヘクタール	3.5211ヘクタール	2.0765ヘクタール	平成22年8月11日から平成25年8月10日まで	平成24年4月25日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 東部地区（県庁本庁舎）納入分 複合機（白黒、高速機）の賃貸借及び保守業務 18台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成24年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エコービジネス
鳥取市田島721
- 5 落札金額 複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価 0.55円
- 6 入札公告日 平成24年3月2日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 東部地区（県庁本庁舎）納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務11台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成24年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エコービジネス

	鳥取市田島721
5 落札金額	複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価 黒 0.65円 カラー 5.20円
6 入札公告日	平成24年3月2日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	東部地区納入分 複合機（白黒、中速機）の賃貸借及び保守業務 19台
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成24年3月23日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社愛進堂 鳥取市商栄町221-1
5 落札金額	複合機1台当たりの月額賃借料 500円 複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価 0.84円
6 入札公告日	平成24年3月2日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	中部地区納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務 14台
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成24年3月23日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社愛進堂 鳥取市商栄町221-1
5 落札金額	複合機1台当たりの月額賃借料 2,900円 複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価 黒 0.68円 カラー 4.88円
6 入札公告日	平成24年3月2日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 5 月 22 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | A重油 J I S 1 種 2 号 750 キロリットル |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 24 年 3 月 26 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 永瀬石油株式会社
米子市尾高町 47 |
| 5 落札金額 | 85,050 円／キロリットル（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 24 年 2 月 14 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局総務課
鳥取市江津 730 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 5 月 22 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立中央病院清掃等業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 24 年 3 月 14 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社サンメンテナンス
大阪府大阪市中央区常盤町二丁目 2-5 |
| 5 落札金額 | 110,145,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 24 年 2 月 3 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局総務課
鳥取市江津 730 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 5 月 22 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立中央病院で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）
14,327,496 キロワット時（1 年当たり 4,775,832 キロワット時） |
|------------|--|

2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成24年 3 月14日
4 落札者の名称及び所在地	中国電力株式会社鳥取営業所 鳥取市新品治町 1 - 6
5 落 札 金 額	221, 224, 308円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
6 入 札 公 告 日	平成24年 2 月 3 日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立中央病院事務局総務課 鳥取市江津730